

① 需給契約の申込み、成立および契約期間

- お客さまが当社と新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社が定める電気需給条件〔高圧・特別高圧〕または電気供給条件（高圧・特別高圧）（以下「需給条件等」といいます。）および料金条件または料金表（以下「料金条件等」といいます。）を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- お客さまが申込みを行う場合は、あらかじめ一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者（お客さま）に関する事項を遵守することを承諾のうえ、申込みをしていただきます。
- 需給開始日は、お客さまの希望日を基準として協議により決定させていただきます。ただし、やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合には、あらかじめお客さまと協議のうえ、需給開始日を決定いたします。
- 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。なお、需給契約書を締結するお客さまの場合には、需給契約書を締結した日に成立いたします。ただし、当社が供給を承諾する旨の書面（以下「通知書」といいます。）を発行する場合は、通知書を発送した日に成立いたします。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、料金適用開始の日が属する年度の末日までに契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）が満了する臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。
- 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも異議の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。ただし、臨時電力の場合は、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。

② 契約電力の決定方法

【契約電力が500キロワット以上または臨時電力の場合】

- 需給契約書または通知書に記載の契約電力の値とし、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準にお客さまと当社との協議によって定めます。

【契約電力が500キロワット未満の場合】

- 当月を含む過去1年間の各月の最大需要電力のうちで最も大きい値となります。ただし、農事用電力等一部の契約については、所定の計算方法により算定された契約負荷設備によってえた値と契約受電設備によってえた値のうち、いずれか小さい値といたします。

③ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- 供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて原則次のとおりといたします。

契約電力	50キロワット以上2,000キロワット未満	標準電圧 6,000 ボルト
	2,000キロワット以上10,000キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルト

ただし、上記に当てはまらない場合については、託送約款等のとおりといたします。

- 周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

④ 使用電力量等の計量

- 使用電力量および最大需要電力は、当該一般送配電事業者等が原則として記録型計量器により、30分単位で計量いたします。ただし、記録型計量器以外の計量器により計量する場合（使用電力量の算定にあたり、当社の都合により30分単位で計量した値を用いない場合を含みます。）、使用電力量および最大需要電力の計量は計量器の読みによるものといたします。
- 計量器等の故障によって正しく計量できなかった場合には、当社と当該一般送配電事業者等およびお客さまと当社との協議によって定めます。

⑤ 料金の算定

- 毎月の料金は、契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。なお、電力量料金は燃料価格の変動に応じて調整を行います。
- 料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間（毎月1日から当該月末日までの期間）または検針期間（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）といたします。なお、新たに電気の供給を開始した場合等でご使用期間が1月に満たない場合や、料金に変更があった場合は、日割計算を行い、料金を算定いたします。
- 電気料金の算定方法



- 料金単価等については、当社ホームページの料金条件等をご確認ください。お客さまが適用を受ける（希望する）料金メニューの料金条件等が当社ホームページに掲載されていない場合で、個別に当該料金条件等の送付を希望されるときは、⑬（お問い合わせ先）へご連絡ください。

⑥ 料金等のご請求・お支払い

- 料金は毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いは、原則「口座振替によるお支払い」または「振込によるお支払い」となります。「口座振替によるお支払い」には、あらかじめ申込みが必要です。
- 当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。
- 料金の支払義務は、原則として、「託送約款等」に定める検針日または「当社にて料金の請求が可能となった日」に発生し、支払期日はその翌日から起算して30日目といたします。
- お客さまが料金の支払期日を経過してなお、お支払いいただけない場合には、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間に応じて延滞利息（年利10%）を申し受けます。

⑦ ご契約の変更、解約およびそれに係る料金

- ご契約内容の変更、解約（廃止）を希望される場合は、①（需給契約の申込み、成立および契約期間）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準じて申込をしていただきます。
- お客さま（臨時電力の場合を除きます。）が料金適用開始の日（契約電力等を増加された日を含みます。）以降1年に満たないで、電気の使用を廃止され、または契約電力等を減少される場合は、やむをえない理由によるものを除き、料金を精算していただきます。また、当社が当該一般送配電事業者等から、工事費の精算に係る請求を受けたときは、お客さまにその金額を支払っていただきます。

⑧当社からの申出による解約に関する事項

- 電気の供給を停止されたお客さまが、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約いたします。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
 - ・お客さまが料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・需給条件等および料金条件等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他需給条件等および料金条件等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ・契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
 - ・動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する需要で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
 - ・お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ・お客さまが破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ・お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ・お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ・お客さまがその他需給条件等および料金条件等に反した場合
- 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の解約（消滅）によっては消滅いたしません。

⑨電気のご使用にあたって（遵守事項）

- 当社または当該一般送配電事業者等は、需給条件等および料金条件等ならびに託送約款等において必要となる業務（供給設備または電気工作物の設計、施工、改修または検査や計量器の検針または計量値の確認等）を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用する場合は、法令で定める技術基準、託送約款等およびその他法令等にしたがい、かつ、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにいただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置もしくは蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。
- お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- 需要場所の負荷の力率は、原則として、85%以上に保持していただきます。
- 供給設備に故障が生じ、もしくは故障が生ずるおそれがある場合、供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合またはその他電気の需給上もしくは保安上必要がある場合には、停電させていただくことがあります。
- 当社に故意・過失がある場合を除き、供給の停止、契約の解除、停電または漏電その他の事故等により、お客さまの受けた損害について、当社は賠償の責めを負いません。

⑩工事費負担金等の負担

- 当社が当該一般送配電事業者等から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は、その金額を原則として当該一般送配電事業者等による供給準備着手前にお客さまに支払っていただきます。なお、工事費負担金等は、託送約款等にしたがい、必要に応じて精算するものとなります。
 - お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消しまたは変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、その金額をお客さまに支払っていただきます。
- ※上記費用については、原則、当該一般送配電事業者等が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

⑪違約金、設備賠償金および契約超過金

- お客さまが電気を不正に使用した場合等、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- 協議により契約電力を決定するお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値に、料金条件等に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。

⑫その他

- 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、需給条件等および料金条件等を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の需給条件等および料金条件等によります。
- その他記載のない事項については、需給条件等、お客さまが適用を受ける（希望する）料金条件等および託送約款等によります。需給条件等および料金条件等については**当社ホームページ**から、託送約款等については当該一般送配電事業者等のホームページ等から、それぞれご確認いただけます。なお、お客さまが適用を受ける（希望する）料金メニューの料金条件等がリンク先に表示されていない場合で、個別に当該料金条件等の送付を希望される場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

⑬お問い合わせ先

香川県 : 0120-410-761 愛媛県 : 0120-410-452
徳島県 : 0120-564-552 高知県 : 0120-410-430
※受付時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 [祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。]

四国電力株式会社

本社所在地 : 香川県高松市丸の内2番5号
小売電気事業者登録番号 : A0274

当社ホームページURL : <https://www.yonden.co.jp/index.html>

Webサービス「よんでんコンシェルジュ」 : <https://www.yonden.co.jp/y-con/>